

出席停止に関する手続きと期間について

令和7年4月1日改定

○学校保健安全法により、インフルエンザなどの感染症にかかると、出席停止の扱いとなります。医師の許可が出るまでは登校できませんが、通常の欠席とは区別されます

○医師より感染症と判断された場合は、学校への報告・申請をしてください

○下記【表1】【表2】の出席停止期間早見表を参考にして休養してください

◆【重要】出席停止の手続き

【1】連絡	【表3】に示している病気に感染、感染の疑い・可能性が生じたと医師から診断を受けた場合は、速やかに担任まで連絡をください
【2】療養	医師の指示に従い、感染の恐れがなくなるまで療養してください
【3】申請・登校	出席停止期間が明けた登校初日の8時15分までに、Classi にて登校許可証明の申請をしてください。その際、処方薬の証明書の写真を添付してください 【Classi の申請方法】 ① Classi 内右下の「申請・提出物」を選択 ② 「新しく申請を行う」を選択 ③ 保健関係「登校許可証明」を選択し、入力を行う

【表1】インフルエンザの出席停止期間早見表

インフルエンザの出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで

【例1】発症の2日後に解熱した場合

	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日		
発症	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校 不可	登校 可能	

【例2】発症4日後に解熱した場合

	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日		
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日	解熱後 2日	登校 可能

【表2】新型コロナウイルスの出席停止期間早見表

新型コロナウイルスの出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

【例1】発症2日後に軽快した場合

	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日		
発症	発熱	解熱	軽快後 1日	登校 不可	登校 不可	登校 可能	

【例2】発症5日後に軽快した場合

	発症後1日	発症後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日		
発症	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快後 1日	登校 可能

【表3】出席停止期間の基準一覧表（学校保健安全法施行規則より）

区分	学校感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	鳥インフルエンザ（H5N1）	
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	症状により学校医またはその他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※	

※その他の感染症とは

学校で感染症が流行した場合にその流行を防ぐため、必要があれば第3種の感染症として、学校医またはその他の医師の判断で出席停止になる疾患です

出席停止の判断は、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生、流行の態様などを考慮の上、医師が判断する必要があります

条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症の例は

【マイコプラズマ感染症/溶連菌感染症/流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどの感染性胃腸炎）】
などです